別表第三の四の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の五の八の項中「支給」の下に「、同法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同項を同表の五の十の項とし、同表中五の七の項を五の九の項とし、五の六の項を五の八の項とし、同表の五の五の項中「免許」の下に「又は同法第十七条の准看護師試験の実施」を加え、同項を同表の五の七の項とし、同表中五の四の項を五の五の項とし、同項の次に次のように加える。

五の六　都道府県知事	死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の五の三の項の次に次のように加える。

五の四　教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同法第十五条第一項の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中六の五の項を六の九の項とし、六の四の項を六の七の項とし、同項の次に次のように加える。

六の八　都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の六の三の項の次に次のように加える。

六の四　都道府県知事	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五　都道府県知事	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六　都道府県知事	クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、同法第十九条の三第一項の指定医の指定」を加え、同表中七の二十二の項を七の二十四の項とし、七の十四の項から七の二十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の七の十三の項中「第六十九条の二第一項の」の下に「試験若しくは研修の実施若しくは」を、「登録」の下に「、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第百十八条第三項第三号の事業の実施」を加え、同項を同表の七の十五の項とし、同表中七の十二の項を七の十四の項とし、七の十一の項を七の十三の項とし、七の十の項を七の十二の項とし、同表の七の九の項中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定、」を加え、同項を同表の七の十一の項とし、同表中七の八の項を七の十の項とし、七の七の項を七の九の項とし、七の六の項を七の七の項とし、同項の次に次のように加える。

七の八　都道府県知事	母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中七の五の項を七の六の項とし、七の四の項を七の五の項とし、七の三の項を七の四の項とし、七の二の項の次に次のように加える。

七の三　国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する都道府県知事	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の三の項中「第五十七条において準用する同法第十八条」を「第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「第五十七条において準用する同法第二十三条第一項」を「第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「第五十七条において準用する同法第二十四条」を「第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第四中一の十の項を一の十一の項とし、一の六の項から一の九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の四十の項を四の四十一の項とし、四の十七の項から四の三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の十六の項中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち」を「うち」に改め、同項を同表の四の十七の項とし、同表中四の十五の項を四の十六の項とし、四の三の項から四の十四の項までを一項ずつ繰り下げ、四の二の項の次に次のように加える。

四の三　国家戦略特別区域法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第四号中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表第六号の六中「支給」の下に「、同法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同号を同表第六号の七とし、同表中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四を第六号の五とし、同表第六号の三中「免許」の下に「又は同法第十七条の准看護師試験の実施」を加え、同号を同表第六号の四とし、同表第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第七号の五を第七号の九とし、第七号の四を第七号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

七の八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第七号の三の次に次の三号を加える。

七の四　調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五　製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六　クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの